

令和3年 5月19日

市内各小・中学校 保護者の皆様

教育委員会
長井市教育長 土屋 正人

小学校、中学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（お知らせとお願い）

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に変異株による感染が広がっており、県内においても高等学校での広がりや確認されるなど、高いレベルで注意・警戒が必要な状況が続いております。長井市教育委員会では、今後も、市内及び近隣市町の感染状況を注視しながら、感染防止対策と児童生徒の学習保障を両立させて参ります。感染拡大を未然に防ぐための取組について、下記の通りお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、児童生徒及び保護者や同居するご家族の生命と健康の維持を第一に考えての対応であることに、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 感染拡大を未然に防ぐための健康観察及び出席停止の措置について

(1) お子さんや同居するご家族の健康状態の確認

① これまで同様、毎朝の検温、お子さんの健康状態や生活の様子の確認へのご理解とご協力をお願いいたします。

(2) 感染拡大を未然防止するための出席停止の措置

① 児童生徒本人が発熱したり、嗅覚や味覚に異常があるなどの症状が見られたりした場合、インフルエンザや感染性胃腸炎などの場合も出席停止とします。その他の理由による欠席は、従来通り欠席の扱いとします。

② 児童生徒の同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染したり、濃厚接触者となったり、PCR検査の対象者となったりした場合、その他発熱が続く、嗅覚や味覚に異常があるなどの症状が見られた場合は出席停止とします。

(3) その他

① 職場や親戚に新型コロナウイルス感染症に感染した方がいる場合、感染の疑いがある方がいる場合など、心配なことがございましたら、学校までお知らせください。

2 臨時休業等の考え方について

(1) 児童生徒及び教職員に確認された場合

① 当該学校について、校内消毒や保健所による濃厚接触者の確認等を迅速に行うために、保健所等と協議の上、臨時休業期間を設定します。

(2) 臨時休業を実施する範囲

① 臨時休業は感染が確認されている学校のみとし、感染が確認されていない小中学校においては、通常通りの教育活動を実施いたします。

3 今後の教育活動上の留意点について

(1) 修学旅行、宿泊を伴う学校行事及び校外学習について

① 1学期末までの期間、県外との往來を控えます。

(2) 部活動について

① 6月6日（日）までの期間、他校との交流は置賜地域に限定いたします。

（県教育委員会からの通知に準じ、上位大会につながる大会等への参加に限り、大会主催者が全行程において感染防止対策を徹底していることの確認、保護者の皆様からの承諾を得た上で、県外及び置賜以外の地域との往來を可能とします。）

4 その他

(1) 児童生徒の安全確保のため、今後も必要に応じて追加的な対応をお願いする場合もあることに、ご理解とご協力をお願いいたします。

(2) 長井市教育委員会及び各学校での感染防止対策に対して、保護者の皆様のご理解とご協力に感謝いたします。感染症の拡大を最小限に食い止めるためには、正しい情報と早めの対応が必要です。感染症にかかって一番苦しんでいるのは、感染された方ご自身であるということを第一に考えた対応を行いますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。